入札公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和6年6月5日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 入札に付する事項
 - (1) 事業名 橘小学校等複合化整備事業
 - (2) 事業場所 名古屋市中区橋一丁目13番12号 名古屋市中区橋一丁目9番街区
 - (3) 事業概要

橘小学校等複合化整備事業に係る統括管理業務、設計業務、新設施設の 建設業務、既存施設の解体・撤去等業務及び工事監理業務を設計・施工一 括発注方式により実施する。

- (4) 事業期間 設計・工事請負契約締結日から令和11年1月31日まで
- (5) 予定価格金8,400,000,000円(消費税及び地方消費税の額を除く。)
- (6) 入札方法
 - ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が あるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事 業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当 する金額を記載した入札書を提出すること。
 - イ 本入札は、事業提案書の提出を受け付け、入札価格と入札価格以外の

要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

2 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成員

応募者は、参加表明書の提出時より前に共同企業体を結成し、各業務を 担う構成員の企業名及びそれらが携わる業務について明らかにするものと する。なお、結成する共同企業体は、入札説明書等によること。

(2) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、次のとおりとする。

- (ア) 本施設の設計業務を行う企業
- (イ) 新設施設の建設業務及び既存施設の解体・撤去等業務のうち施工に 係る業務(以下「施工業務」という。)を行う企業
- (ウ) 本施設の工事監理業務を行う企業(建築基準法(昭和25年法律第 201号)第5条の6の規定に基づき配置するものとする。)
- イ 複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、施工業務と工事監理業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ施工業務と工事監理業務を担当することはできない。
- ウ 応募者の構成員が、他の応募者の構成員として入札に参加することは できないものとする。また、応募者の構成員のいずれかと資本面又は人 事面において関連がある者が、他の応募者の構成員でないこととする。
- エ 応募者は、構成員の中から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めることとし、代表企業が手続き及び統括管理業務を行うこととする。
- オ イ及びウにおける「資本面又は人事面において関連がある」とは、次 の(ア) から(ウ) までのいずれかに該当する場合をいう。
 - (ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

- a 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。)の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(4) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社 にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社 をいう。)の代表社員及び業務を執行する社員、組合の理事又はこ れらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現 に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項 又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下 単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(民法(明治29年法律第89号) 667条における組合契約となる 団体をいい、共同企業体等を含む。)とその組合構成員の関係にある 場合。その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係がある と認められる場合

(3) 応募者の参加要件等

応募者の構成員となる企業は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の 提出期日において、次の要件を満たすこと。

- なお、競争入札参加資格の確認基準日以降、落札者決定までに競争入札 参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないもの として失格とする。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定 に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第 5 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指 名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税、消費 税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 会社更生法第17条の規定による再生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。)がなされていない者であること。
- キ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- ク 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条による破産の申立て (同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産 事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条 又は第133条による破産の申立てを含む。)がなされていない者である こと。
- ケ 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第 185 号)、商店街振興組合法 (昭和37

年法律第 141 号)又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとしない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

- コ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力 団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付け名古屋市長 等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力 団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除 措置の期間がない者であること。
- サ 次に示す者及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面又は人事面において関連がある」とは、
 - (2) オと同じである。
 - (7) 総合評価委員会議の総合評価委員又は当該委員が属する企業
 - (4) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社(東京都港区虎ノ門5-11-2)
 - (ウ) 株式会社日建設計総合研究所(東京都千代田区飯田橋2-18-3)
 - (工) 株式会社柳澤設計事務所(名古屋市北区清水4-12-15)
 - (t) 渥美坂井法律事務所·外国法共同事業(東京都千代田区内幸町2-2-2)
- (4) 各業務にあたる者の参加資格要件

構成員のうち、設計業務、施工業務、工事監理業務の各業務等にあたる 者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

ア 設計業務を行う企業

設計業務を複数の者で実施する場合は、(ア) から(ウ) までは全ての者が満たし、(エ) は1者以上が満たすこと。なお、(エ) を満たす者が1者の場合、当該者が主として設計業務を実施すること。

(ア) 令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、 本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申 請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入 札参加資格を有すると認定された者であること。

- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、管理技術者(設計)として同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、設計業務を行う企業と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者を配置できること。
- (ウ)(イ)のほか、配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適 した要件を満たしていること。
- (エ) 平成21年度以降に元請として、鉄骨造、筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)の新築又は増築工事(当該工事の対象建築物の延べ面積(複合施設にあっては学校部分の延べ面積)が3,500㎡以上であるもの)に係る設計の実績を有する者であること。

イ 施工業務を行う企業

施工業務を複数の者で実施する場合は、(ア) から(ウ) までは全ての者が満たし、(エ) は1者以上が満たすこと。なお、(エ) を満たす者が1者の場合、当該者が主として施工業務を実施すること。

- (ア) 令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事A等級」の認定を本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに受けている者(共同企業体でAランクの企業を除く。)であること。
- (イ) 建設業法 (昭和24年法律第 100 号) に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。このうち監理技術者は、施工業務にあたる企業と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者とすること。
- (エ) 平成21年度以降に元請として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の施設の新築又は増築工事(当該工事の対象建築物の延べ面積が3,500㎡以上であるもの)を施工した実績を有する者であること。

ウ 工事監理業務を行う企業

アに同じ。この場合において、「設計業務」とあるのは「工業監理業務」と、ア(イ) で「管理技術者(設計)」とあるのは「管理技術者(工事監理)」と読み替えるものとする。

(5) 参加資格要件を欠いた場合の措置及び応募者の構成員の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における参加資格要件を欠いた場合の措置及び構成員の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者の構成員が参加資格要件を欠いた場合の措置は、次のとおりである。

代表企業	応募者は失格
代表企業を除	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合
く構成員	を除き、応募者は失格

イ 応募者の構成員の変更可否は、次のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合
く構成員	を除き不可

3 入札手続等

(1) 本入札及び契約に係る担当部局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課 電話番号 052-972-3226

(2) 入札説明書等の公表・交付

名古屋市電子調達システム内の調達情報サービス

(https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/) 及び市公式ウェブサイト (https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000124718.html) において、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び設計・工事請負契 約書案(以下「入札説明書等」という。)を公表する。

なお、入札説明書等の交付は、調達情報サービス及び市公式ウェブサイトでの公表をもって代える。

(3) 参加表明書及び資格審査書類の提出

ア 提出期間

令和6年6月5日(水)から同年6月20日(木)まで(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

参加表明書及び資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。持参による場合は、事前に電話で連絡することとする。郵送による場合は、書留郵便とし、令和6年6月20日(木)午後5時までに必着とする。

(4) 応募者の参加資格確認基準日 令和6年6月20日(木)

(5) 競争入札参加資格を有しない者の競争入札参加資格審査申請手続

本公告に係る入札に参加を希望する者で、参加資格審査書類の提出日時において本市の競争入札参加資格がない場合は、名古屋市電子調達システム入札参加者登録(https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/)において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和6年8月15日(木)までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公告に係る入札に参加を希望している旨を明示すること。

₹ 460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市財政局契約部契約監理課(名古屋市役所西庁舎11階)

電話番号:0570-001-279(名古屋市電子調達ヘルプデスク)

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果を令和6年6月28日(金)に応募者に通知する。

(7) 入札書及び事業提案書の提出

ア 持参による場合の提出日時及び提出場所

(ア) 提出日時

令和6年9月20日(金)午前9時から午前11時まで

(4) 提出場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 市長部局入札室(名古屋市役所西庁舎12階)

(ウ) 提出方法

入札書を封筒に入れて封印し、封筒表面に代表企業名、開札日及び 入札件名を記載し、事業提案書とともに提出すること。

- イ 郵送による場合の到達期限及び提出場所
 - (ア) 到達期限

令和6年9月19日(木)午後5時まで

- (4) 提出場所
 - (1) に同じ。
- (ウ) 提出方法

二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること。

(8) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時

令和6年9月20日(金)午前11時20分

- イ 開札場所
 - (7) ア(イ) に同じ。
- ウ 立会い

開札は、応募者の代表企業の立会いの下に行う。ただし、応募者の代表企業が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

なお、開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認 を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の優秀提 案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

(9) 総合評価の方法 提案内容評価点と価格評価点を合計した点数により総合評価を行う。

(10) 評価基準等

落札者決定基準に定める。

(11) 落札者の決定方法

名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第2条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び円(日本国の法定通貨)
- (2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

ア 有。ただし、入札保証金は名古屋市契約規則第5条各号のいずれかに 該当する場合は免除する。

イ 事業者は、設計・工事請負契約の締結に当たっては、本事業において、 施設整備に係る全ての費用及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合 計額の100分の10以上に相当する契約保証金を納付するものとする。た だし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りでない。

(3) 予定価格の設定方法 総額で定める。

(4) 入札の取り止め

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと 認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、 入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。 なお、後日、入札に係る不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の 措置をとることがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、提出書類(参加表明書、資格審査書類等)に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約の締結

本事業の契約締結については、名古屋市会において議会の議決を経なければならない。そのため、まず仮契約を締結し、議会の議決が得られた後に本契約を締結する。

(8) その他の注意事項

落札者決定から設計・工事請負契約締結までの間における落札者の失格 及び構成の変更は、次のとおりである。

ア 落札者における応募各社が不正2事由に該当した場合の措置は、次の とおりである。

構成員 不正2事由に該当した場合に限り、応募者は失格

- イ アにおける不正2事由とは、次のとおりである。
 - (ア) 本市との契約に関して(本事業の契約以外のものを含む。)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
 - (イ) 本市との契約に関して(本事業の契約以外のものを含む。) 贈賄・ 談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若 しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで 公訴を提起されたとき。
- ウ 落札者における応募各社の変更可否は、次のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合
く構成員	を除き不可

(9) 調達手続の停止等

本公告に示した調達に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

(10) 低入札価格調査

本公告に係る入札は、名古屋市低入札価格調査要領(17財監第69号)の 対象とし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない金額 の場合は、同要領第5条の規定に基づき調査を行うものとする。この場合、 同要領第6条第1項の規定により当該入札者が予定価格の制限の範囲内で 最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合があ る。ただし、第5条第2項の規定は適用しないものとする。

また、その調査では当該落札者となるべき者は、事後の事情聴取に協力するものとする。

(11) その他

詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Subject matter of construction:

Design, construction and complex of the Tachibana Elementary School, etc.

(2) Deadline for submission of application forms and relevant documents for qualification:

5:00 p.m., 20 June, 2024

(3) Deadline for the submission of tenders:

11:00 a.m., 20 September, 2024

(4) Contact:

Educational Environment Development Division, General Affairs

Department, Board of Education Secretariat, City of Nagoya

1-1 , Sannomaru 3-chome , Naka-ku , Nagoya 460-8508 Japan

TEL: 052-972-3226